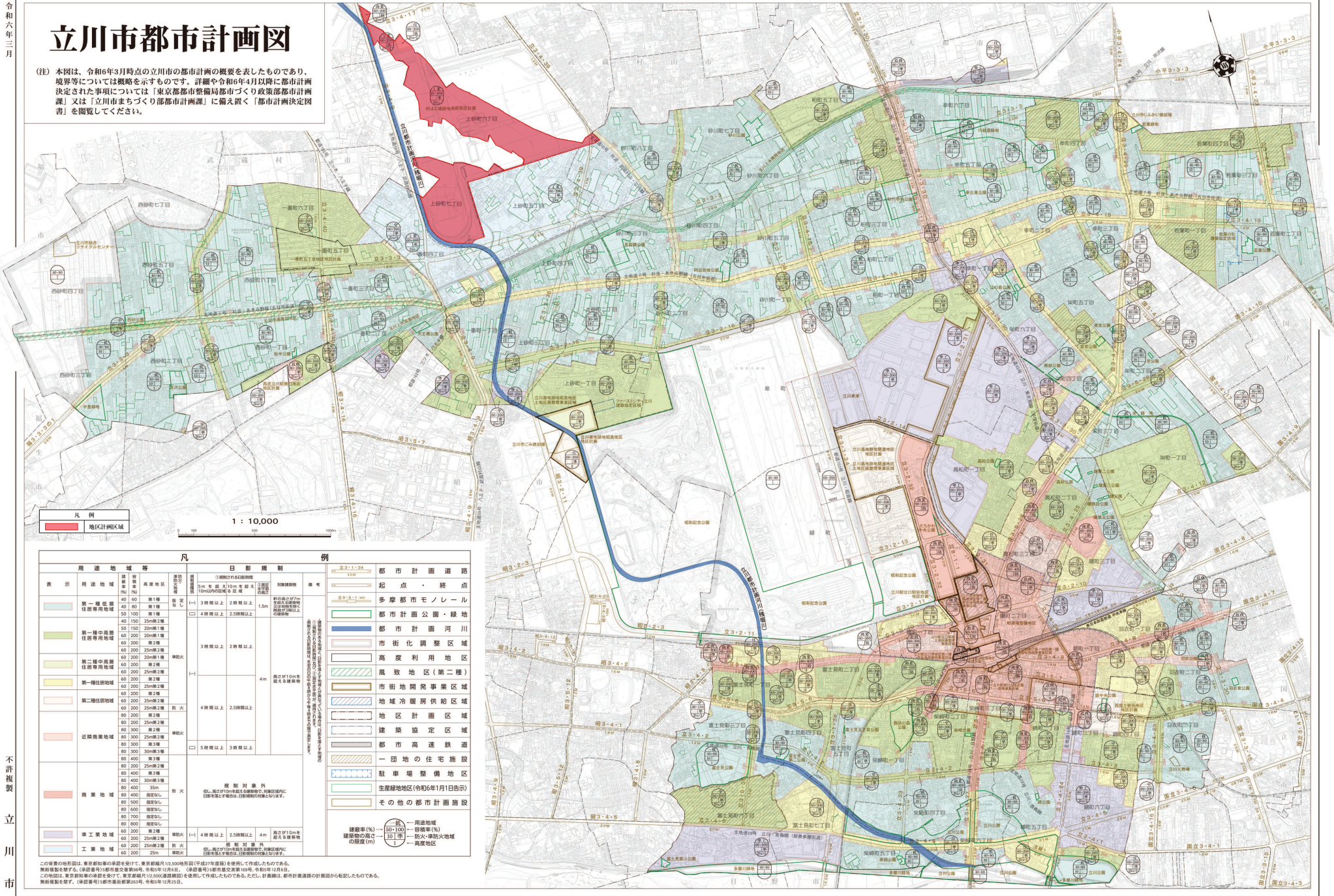


立川都市計画地区計画
村山工場跡地地区地区計画 総括図

[立川市決定] S=1:10,000

立川市都市計画図

(注) 本図は、令和6年3月時点の立川市の都市計画の概要を表したものであり、境界等については概略を示すものです。詳細や令和6年4月以降に都市計画決定された事項については「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」又は「立川市まちづくり部都市計画課」に備え置く「都市計画決定図書」を閲覧してください。



凡 例		日 影 規 則		例	
表示	用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	日影規制	備考
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	40	60	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第一種低層住居専用地域	40	60	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第一種低層住居専用地域	40	60	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
第二種中層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第二種中層住居専用地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第二種中層住居専用地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
第一種住居地域	第一種住居地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第一種住居地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第一種住居地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
第二種住居地域	第二種住居地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第二種住居地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	第二種住居地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
近隣商業地域	近隣商業地域	80	300	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	近隣商業地域	80	300	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	近隣商業地域	80	300	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
商業地域	商業地域	80	400	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	商業地域	80	400	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	商業地域	80	400	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
準工業地域	準工業地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	準工業地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	準工業地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
工業地域	工業地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	工業地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合
	工業地域	60	200	3階以上 2.5階以上	軒の影がアトリメントの開口部を覆う場合